

県有地売却のあっせんについて

1/2

福岡県では、県内2つの宅建業保証協会と「県有地のあっせんに関する協定」を締結し、会員業者のあっせんにより、売買成立に至った場合には、売買価格の2.5%の手数料を支払うこととしています。県ホームページ(下記B)に物件の詳細(物件概要書、地図等)を掲載していますので、ご参考ください。

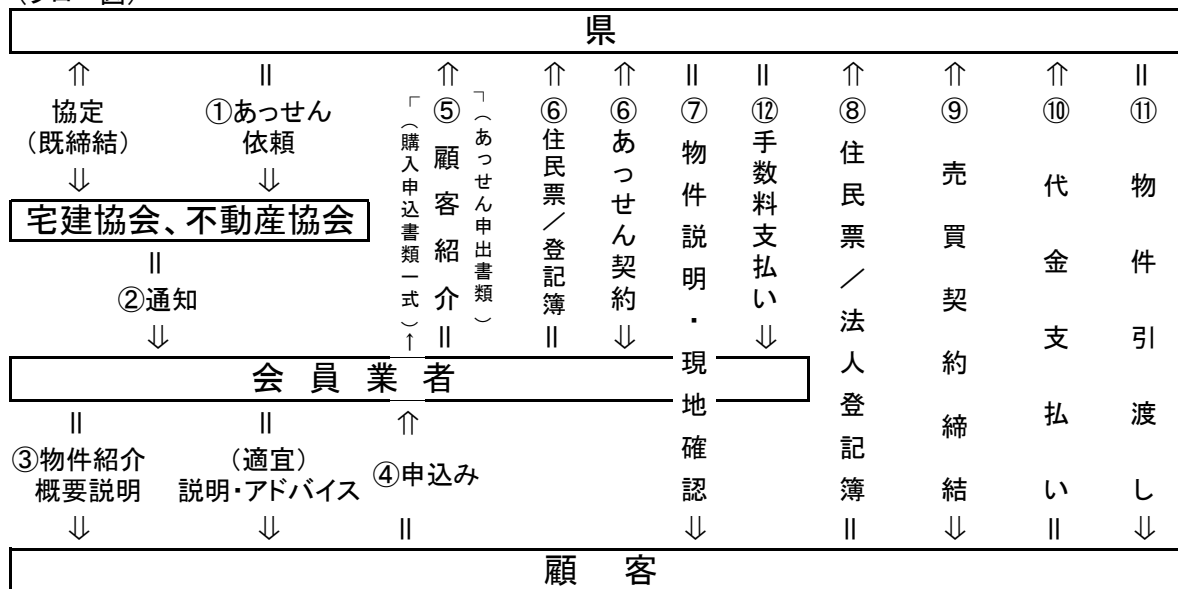
○※問い合わせ先:福岡県総務部財産活用課(Tel.092-643-3088)

あっせんについて(A) … <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/assen.html>

先着順受付について(B) … <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyokusetumoushikomi.html>

1 あっせん制度の概要

(フロー図)



2 手数料

売払価格の2.5%

(注)課税業者にあつては、手数料に100分の10、免税業者にあつては、100分の4を加算した額を支払います。

※業者の方は、購入者から手数料を取ることはできません。

3 業務の内容

顧客の紹介、照会物件の把握、顧客への物件に関する説明・アドバイス、現地確認時の立会い等

※現地確認時の説明及び顧客との契約等については県で行います。

4 申込みについて

○申込受付は、あっせん・先着順受付の区別なく先着順(日にち単位)とし、「売却価格」で売却します。

○受付時間は開庁日の午前9時から午後5時までとし、持参及び配達のみにより受け付けます。

○受付締切後に契約予定者を決定し、同一日に同一物件に対し複数の申込みがあった場合は、後日抽選により契約予定者を決定します。

※暴力団排除の取り組み強化の一環として、資格の確認のため、購入希望者及びあっせん申込者に関する情報を、県警察に提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

※申込みの際は、「県有地のあっせん申出書」「誓約書」「役員一覧(法人の場合)」「(様式はAに掲載)と購入希望者からの「県有地購入申込書」「誓約書」「役員一覧(法人の場合)」「(様式はBに掲載)を、同時に県庁財産活用課に提出ください。

あっせん契約締結前に、新規取得の「住民票(個人)」又は「法人登記簿役員欄(法人)」を提出ください。

購入希望者の「住民票(法人の場合は法人登記簿)」は、本人から直接提出していただきます。

☆ 直接申込受付中の物件

物件 番号	旧 用 途		地目	公簿面積		売却価格(円)
	所 在 及 び 地 番			(㎡)	(坪)	
1	職員住宅		宅地	262.14	79	4,800,000
	豊前市大字八屋1824番2					
2	職員住宅		宅地	458.97	138	104,190,000
	福岡市中央区平尾四丁目187番					
3	犬抑留所(予定地)		畑	642	194	400,000
	みやま市瀬高町上庄字干出1885番1					
4	農業改良普及センター		宅地	3,671.85	1,110	34,890,000
	豊前市大字野田473番1					